（第五面）

⑤　協定建築物特定施設であるエレベーターその他の昇降機

	配置図・平面図番号等	構造詳細図番号
協定建築物特定施設であるエレベーター 特殊な構造又は使用形態のエレベーターその他の昇降機（協定建築物特定施設であるものに限る。）		

	当該装置が設けられるエレベーター	提供する情報の内容	
		籠　内	乗降ロビー
音声により情報を提供する装置			

（注意）

1．配置図・平面図番号等の欄には、配置図又は各階平面図内の位置がわかるように、配置図に記入したエレベーターその他の昇降機の記号等又は各階平面図の番号及び当該平面図内に記入したエレベーターその他の昇降機の記号等を記入するとともに、当該エレベーターその他の昇降機の表示方法についてわかる資料を添付してください。構造詳細図番号の欄には、当該エレベーターその他の昇降機の構造詳細図の番号を配置図・平面図番号等の欄に記入した記号等との対応関係がわかるよう記入してください。

2．当該装置が設けられているエレベーターの欄には、音声により情報を提供する装置が設けられたエレベーターについて、各階平面図内の位置がわかるように、各階平面図の番号及び当該平面図内に記入したエレベーターの記号等を記入し、提供する情報の内容の欄には、当該装置の音声により提供される情報の内容を、当該装置の設けられる場所に応じて、籠内及び乗降ロビーの欄に、それぞれ記入してください。